

審 議 結 果 速 報

(令和4年3月24日)

陳情4年危機管理第7号

鳥 取 県 議 会

陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
4年-7 (R4.02.21)	危機管理	原発災害時の屋内退避中の支援体制に関する住民への具体的な説明について	不採択 (措置済) (R4.03.24)
<p>▶陳情事項 鳥取県は、原発災害時の屋内退避の効果的な継続に不可欠な行政による支援体制について、その内容を丁寧に具体的に住民に説明し、周知すること。</p>			

▶陳情理由

島根原発から概ね30km圏内の境港市・米子市・鳥取県は、緊急時防護措置を準備する地域（UPZ）として、原子力災害時の避難計画作成を国から義務づけられている。「鳥取県原子力防災ハンドブック（以下、「ハンドブック」という。）によると、被ばくを予防・低減するため、UPZ圏の住民は初期対応として屋内退避を行い外出できない状態が続く。

屋内退避は、原発事故最初期に、住民の健康と安全を守るための重要な防護措置である。現時点では、屋内退避に関し、住民に3日間の備蓄を呼びかけ、自宅等に留まれない場合に「コンクリート屋内退避施設」を避難先に指定しているが、その他の支援等の詳細は不明である。

そこで、少なくとも以下の点について、住民に具体的な説明が必要と考える。

第一に、UPZ圏内の住民に食料や水の補給・配布をするための支援体制である。屋内退避の期間は事故の進展次第であり想定できない。「ハンドブック」には、「長期にわたる場合には避難に切替を行うことがあります」と記載されているが、切替までの日数は不明であり、避難するまで屋内退避を継続する必要に迫られる。また、断水・停電していても自宅に留まる住民に対し、支援が行き届く体制が必要であるが、不明である。

第二に、複合災害時に、自宅等が断水・停電・建物の倒壊などに見舞われる場合、指定されている「コンクリート屋内退避施設」に移動するとされているが、施設の詳細、また、新型コロナウイルス感染症流行下でも十分な収容人数かどうかは周知されていない。

第三に、屋内退避中の要支援者や家族、高齢者・障がい者等福祉施設への支援体制について、詳細が明らかではない。特に、通所施設を利用している障がい者・高齢者は屋内退避指示時には自宅で過ごすことになるため、同居家族を支援する体制が必要である。在宅の方々やそれぞれの施設を支援する屋内退避計画と、急な体調変化に対応した医療支援体制も必要であるが、詳細は不明である。

第四に、屋内退避指示は30km圏内に留まらず、30km圏外に及ぶことも考えられる。こうした場合の支援体制も、明らかではない。

屋内退避を効果的に、健康を損なわずに継続できるようにするには、行政による具体的な支援が不可欠である。その内容を住民に説明し周知する必要があると考える。

なお、これらの支援は、放射性物質が飛散する高線量下で実施される可能性が高く、支援者側の防護措置も十分配慮すべきと考える。

▶提出者

えねみら・とっとり（エネルギーの未来を考える会） 共同代表 山中 幸子

▶所管委員長報告（R4.03.24本会議）会議録暫定版

県においては、島根原子力発電所事故対応に特化した鳥取県広域住民避難計画を策定し、県や国の対応が国の原子力防災会議で了承されており、不測の事態には自衛隊等の実動組織による支援が行われることなど、避難計画に一定の実効性が確保されていること。

これらについてはホームページに公開されるとともに、特に万が一原子力災害が発生したときの県民の対応・行動については「鳥取県原子力防災ハンドブック」に整理し県内全戸に配布されているほか、米子市及び境港市とも連携して、原子力防災講演会、放射線研修会、避難計画説明会、原子力防災訓練など、様々な機会を捉えて具体的かつ丁寧に県民に対して説明・周知を図られており、議会から重ねて措置を求めるまでもないことから、不採択と決定しました。

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

危機管理局（原子力安全対策課）

【現 状】

- 1 科学的知見に基づき国が作成した「原子力災害対策指針」では、原子力発電所で事故等が発生した場合、UPZ内（原発から概ね30km圏内）では、放射性物質の放出前に先ずは予防的に屋内退避を行い、その後万が一放射性物質放出があった場合、緊急時モニタリング結果に基づき、必要により一時移転や避難等の防護措置を行うこととしている。
- 2 原子力災害時の屋内退避は、屋内に留まることによって、建物の気密性による「内部被ばく」と遮へい効果による「外部被ばく」を低減する防護措置で、避難時の混乱や被害を防ぐことができ、放射線被ばくリスクを低減できる国際的に行われる科学的に有効な手段である。
- 3 地震による家屋の倒壊等により自宅等で屋内退避ができない場合は、人命の安全確保を最優先とし、UPZ内に指定している学校や公民館等のコンクリート屋内退避施設での屋内退避や、UPZ外の広域避難所への避難を行う。
- 4 屋内退避の期間は、短期間とされているが、食糧等の支援が必要となった場合は、その補給を実動組織や関係機関と連携して実施することとしている。

【県の取組状況】

- 1 原子力災害時に必要な対応等については、訓練や新たな科学的・技術的知見により避難計画等を修正するとともに、「鳥取県原子力防災ハンドブック」の全戸配布や原子力防災講演会・放射線研修会、避難計画説明会等において、米子市及び境港市と連携して、県民に説明・周知しているところ。
- 2 各家庭における食糧等の備蓄は、普段から3日間の備蓄を推奨しているが、屋内退避に支援が生じる場合は、協定を締結した事業者の物資、中国電力の備蓄、国による調達物資等を、自衛隊等の実動組織の支援を得て提供する。
- 3 UPZ内の遮へい効果や建屋の気密性が比較的高い施設をコンクリート屋内退避施設（公民館等26施設）とし、自宅で屋内退避できない場合等に避難できる場所とし、当該施設の避難者を優先的に救助することとしている。
- 4 社会福祉施設入所者は、各施設内に屋内退避を実施し、通所施設利用者等の在宅の避難行動要支援者は、家族等とともに自宅等に屋内退避を実施する。また、UPZ内に放射線防護対策施設を4か所（済生会境港総合病院、弓浜ゆうとびあ、光洋の里、ゆうとびあ）整備しており、当該施設の入所者のほか、他の社会福祉施設や在宅の要支援者等の受入れ・屋内退避を行うこととしている。
なお、要支援者の避難に余裕を確保するための避難用福祉車両（ストレッチャー）について、中国電力がUPZ内に追加配備する。